

介護保険制度が来年4月から変わります

サービス内容や提供方法などが改正されます。今回は、その一部についてお知らせします。



制度改正の主な内容

- ・新しく介護予防の取り組みが始まります。
- ・住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスが始まります。
- ・65歳以上の保険料段階が変更されます。また、年金天引きの対象者が拡大されます。
- ・施設サービスの居住費や食費が利用者負担になります（ことし10月から）。

要介護度の区分が変わります

来年4月1日以降に申請をする人と認定の有効期間終了日が来年3月31日で更新申請をする人は、新制度の要介護度（右図）で認定されます。

現行の判定方法で要支援・要介護1と判定された人のうち、要支援の人は要支援1、要介護1の人のうち要介護状態が改善する可能性が高い人は要支援2と認定されます。要支援1・2の人は、新しい介護予防給付のサービスを受けることになります。

介護予防のための新しいサービスが始まります

要支援や要介護1の認定を受けた高齢者が、年々増加しています。「介護予防給付」は、これらの高齢者がより介護を必要とする状態へ進行するのを防ぐことや、改善することを目的としたサービスです。

介護予防給付では、要支援者の自立支援のために、現在の保険給付サービスの内容や提供方法などが見直されます。例えば、現在のデイサービスなどには、「運動器による機能向上」、「栄養改善」、「口腔ケア」

現在	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
新制度	要支援1	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	要支援2					
	要支援者		要介護者			

新しい「介護予防給付」従来の介護サービスを利用

などのサービスが取り入れられます。

さらに、介護認定を受けていない高齢者についても、新たに設けられる「地域支援事業」の中で、各種の介護予防サービスを行います。

地域支援事業やそのほかの制度改正の内容については、今後本紙などでお知らせします。

お尋ね 市役所長寿社会課（☎24-1111）

『市民協働推進委員会』の市民委員を募集します

市では、より住みよい街を創っていくために、市民・行政がそれぞれの役割分担の下に協力・連携しながらまちづくりを行う「市民協働」による市政の推進を目指しています。ことし3月に市民協働推進検討委員会から提出された報告書「佐世保市における市民協働のあり方」を基に、その方向性などを定めた「市民協働推進指針」を策定しました。

この指針をより着実に推進していくために、その取り組みや市民活動支援に関する検討などを行う市民委員を募集します。

- 対象** 市内在住または在勤、在学している人
募集人数 5人程度
任期 委嘱の日から約2年間
活動内容 ●市民協働に関する事業の進捗状況確認や推進策の検討
 ●させば市民活動交流プラザの運営等に関する評価、検討
会議 本年度は2～3回程度、19時から約2時間

応募方法 「市民協働によるまちづくりについて思うこと」をテーマに800字程度にまとめて、住所、氏名、生年月日、連絡先を書いて、郵送またはEメールで提出してください。

締め切り 10月21日（金）

申し込み、お尋ね

〒857-8585（市役所専用）
 市役所市民協働推進室（☎24-1111）
 Eメール：kyodou@city.sasebo.lg.jp

平成18年の税の申告受付場所と税制が変わります

来年2月の申告受け付けから、税務署から送られてきた確定申告書を持つ人、給与や年金以外の収入がある人の確定申告書は、佐世保税務署で受け付けます。なお、市役所では、市民税・県民税・国民健康保険税の申告書と給与・年金の確定申告書だけを受け付けることになります。

また、下記のとおり税制が変わります。



税制改正の主な内容

老年者控除がなくなります

これまで、1月1日現在に65歳以上の人（平成18年の申告時の場合、昭和16年1月1日以前に生まれた人）で、合計所得金額が1,000万円以下の場合、48万円（所得税は50万円）の老年者控除がありましたが、平成18年の申告からは控除がなくなります。

65歳以上の人（1月1日現在）の公的年金の所得計算方法が変わります

これまで、税額を算出するための基礎となる所得計算をする際に、収入額が260万円未満の人は控除の最低保証額（70万円）に70万円上乗せして140万円を控除していましたが、この上乗せ措置が廃止されます。平成18年からは、老年者特別加算として50万円が加算され、120万円の控除となります。

また、所得の計算方法が下記のとおり変更されます。

	収入額	所得計算式
平成17年まで	260万円未満	収入 - 140万円
	260万～460万円未満	収入 × 0.75 - 75万円
	460万～820万円未満	収入 × 0.85 - 121万円
	820万円以上	収入 × 0.95 - 203万円

平成18年から	330万円未満	収入 - 120万円
	330万～410万円未満	収入 × 0.75 - 37万5千円
	410万～770万円未満	収入 × 0.85 - 78万5千円
	770万円以上	収入 × 0.95 - 155万5千円

定率減税が引き下げられます

これまで、個人住民税所得割額の15%（限度額4万円）相当額が減額されていましたが、平成18年からは7.5%（限度額2万円）に引き下げられます。

65歳以上の人（1月1日現在）の市県民税について の非課税基準額が廃止されます

これまで、合計所得が125万円以下の場合市県民税は非課税となっていました。平成18年からは125万円以下でも所得に応じて均等割と所得割が課税されることになります。

ただし、昭和15年1月1日以前に生まれた人は経過措置として、平成18年度は3分の2、平成19年度は3分の1を減額し、平成20年度から満額になります。

なお、均等割・所得割にはそれぞれ課税されるかどうかの課税判定基準額があります。

配偶者への均等割課税が満額になります

平成17年から、一定の所得がある配偶者にも均等割が課税されることになり、平成17年は半額（市民税1,500円、県民税500円）が課税されましたが、平成18年からは満額（市民税3,000円、県民税1,000円）の課税になります。

●市県民税の所得割と均等割

市県民税の所得割は、個人の収入などの金額に応じて税額が変動していく税金です。均等割は、市内在住、または事務所などを持っている個人に対して、広く浅く負担を求める定額の税金です。

詳しくは、市役所市民税課にお気軽にお尋ねください。

お尋ね 市役所市民税課（☎24-1111）